

次期最終処分場に係る需要予測調査等業務委託 基本仕様書

1 業務名

次期最終処分場に係る需要予測調査等業務委託

2 業務概要

現在稼働中のいわてクリーンセンター（奥州市）から令和6年度内に供用開始を予定している公共関与型産業廃棄物最終処分場（以下「次期最終処分場」という。）（八幡平市）への移転に伴う、次期最終処分場における将来的な受入量の予測（需要予測）を行うとともに、廃棄物処理料金の見直しや割引サービスの検討を行うため、調査・分析を実施するものである。

3 業務期間

令和5年4月3日から令和5年10月31日まで

4 業務内容

(1) 次期最終処分場への事業者委託意向調査

いわてクリーンセンターから次期最終処分場への移行に伴い、現在取引のある事業者が運搬コスト増（具体的に運搬コストの変動状況も調査）を理由に、隣県の宮城県の管理型産業廃棄物最終処分場へ委託を変更することが懸念される。一方で、八幡平市への移行により、新たに委託意向を示す次期最終処分場近隣の業者が現れる場合が想定される。

そこで、現在取引のある大口の排出事業者、特に影響が大きい業種及び次期最終処分場近隣に立地する排出事業者に対し、100社程度のアンケート調査及び10社程度のヒアリング調査を実施し、次期最終処分場への移行後に埋立処分を当事業団に委託する意向があるか確認する。

なお、ヒアリング調査の実施は、新型コロナウイルス感染症の感染動向及び、当事業団職員の同行も考慮して当事業団と協議のうえ実施する。

(2) 事業者の処理料金意向の整理

アンケート及びヒアリング調査結果をもとに、事業者がどの程度の処理料金であれば、次期最終処分場への処理委託を誘導できるのか社会的な状況の変化を踏まえ分析・検討する。

(3) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、当事業団と適宜打合せを行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成し、当事業団の確認を得ること

とする。なお、当事業団との打合わせは、対面会議のほか、リモート会議も可能とする。

(4) 報告書の作成

検討した結果について、報告書の取りまとめ及び作成を行う。

5 基本スケジュール及び役割分担

(1) 基本スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
調査計画	→						
アンケート					→		
ヒアリング					→		
全国調査					→		
集計						→	
分析・提案							→
報告書作成							→

(2) 発注者と委託先との役割分担

別紙のとおり。

6 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後 14 日以内に、当事業団に下記内容を記載した業務計画書を作成し、提出すること。

- ア 業務概要
- イ 業務実施方針
- ウ 業務工程表
- エ 業務実施体制及び組織図、連絡体制
- オ 業務フローチャート
- カ その他当事業団が必要とする書類

7 業務の完了及び検査

業務完了時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、当事業団の検査を受けること。

8 成果品

本業務に係る成果品は、以下のとおりとし、すべて A 4 判のカラー印刷とする。

- (1) 業務報告書：1部
- (2) 各種資料編：1部
- (3) 電子納品一式：1部

9 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受託者は、当事業団と協議を行い、その意図や目的を十分理解したうえで適切な人員配置のもと、本業務を実施すること。
- (2) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門 廃棄物関連科目）の資格を有する者とする。
- (3) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門 廃棄物関連科目）の資格を有する者とする。
- (4) 担当技術者は、技術士（衛生工学部門 廃棄物関連科目）又は、技術士（経営工学部門）の資格を有する者とする。

10 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令及び岩手県の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 岩手県及び当事業団が策定した他の計画との整合性を考慮すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ当事業団の承認を得ること。
- (4) 著作権、肖像権、他の人・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。また、本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当事業団に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 個人情報については、岩手県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに当事業団と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 成果品に他の文献、その他の資料を引用する場合は、引用の可否を確認の上、その文献等の著者、出典名を明記すること。

別紙

発注者と委託先との役割分担

項 目		発注者	委託先
調査計画の作成			○
アンケート	・調査対象者の選定 ・依頼文書作成	○	
	・調査票作成		○
ヒアリング	・調査対象者の選定 ・依頼文書作成	○	
	・調査票作成		○
	・訪問調査	○	○
全国調査	・調査票作成 ・調査依頼	○	
集 計	・アンケート結果やヒアリング結果の集計		○
	・全国調査の集計		○
分析・提案	・アンケート結果やヒアリング結果の分析		○
	・新たな処理料金体系や割引サービスの提案		○
報告書作成			○